

令和元年8月21日(水)
四街道市 報道発表資料



子ども・子育て支援整備交付金の内示取り消し及び 市営住宅使用料(家賃)の算定誤りに対する対応

本市では、今回の不適正な事務執行については、一個人の問題ではなく、組織的なチェック体制が不十分であることや組織全体でミスを防止するという意識が十分でないことなど、組織として招いたことと捉えています。このことから、再発防止を徹底するに当たり、本市が抱えているリスクを把握し、組織内で共有して、事務の適正な執行を確保するため、内部統制制度を導入いたします。
また、交付金及び使用料の補填等については、次のとおり対応いたします。

1. 不適正な事務執行による交付金及び使用料の補填について

子ども・子育て支援整備交付金の内示取り消しに係る監査結果報告では「対応については、責任を組織全体で受け止めることなど公平な配慮をすることが不可欠」とされており、このことは、市営住宅使用料(家賃)の算定誤りについても同様であると考えております。したがって、今回の不適正な事務執行による損失(約7,500万円)については、組織全体の問題として捉えて、職員給与の減額措置によって補填いたします。

(1) 減額内容

地域手当1%減額(10%→9%) ※特別職及び一般職

(2) 期間

令和元年10月1日から令和4年3月31日まで

(3) 補填額

約7,500万円(1年当たり約3,000万円)

※上記減額内容については、令和元年第3回(9月)市議会定例会に関連議案を提出し、審議をいただく予定です。

2. 市長及び副市長の給与減額について

現在の市長10%、副市長7%の給与減額に加えて、それぞれ10%を3ヶ月間減額いたします。

※令和元年10月1日から12月31日まで

※上記減額内容については、令和元年第3回（9月）市議会定例会に関連議案を提出し、審議をいただく予定です。

3. 職員の懲戒処分等について

（1）子ども・子育て支援整備交付金の内示取り消しに対する処分

本件については、管理監督責任及び不適正な事務執行により損失をもたらしたことから、令和元年8月19日付けで、関係した職員を懲戒処分といたしました。

（2）市営住宅使用料（家賃）の算定誤りに対する措置

本件については、不適正な事務執行により損失をもたらしたことから、令和元年8月19日付けで、関係した職員に対し訓告及び嚴重注意を行いました。

問い合わせ

内部統制に関すること

総務部行革推進課

☎ 043-421-6104

給与削減や処分に関すること

総務部人事課

☎ 043-421-6105

懲戒処分の公表について

1. 懲戒処分対象職員及び処分内容

所属名	職名	年齢	処分日	処分内容
健康こども部	部長	60歳	R1.8.19	戒告
健康こども部	次長 (参事)	58歳	R1.8.19	戒告
健康こども部 保育課	課長	52歳	R1.8.19	戒告
健康こども部 保育課 (健康増進課)	課長補佐 (副主幹)	51歳	R1.8.19	戒告
健康こども部 保育課	主査補	41歳	R1.8.19	戒告

※ 括弧内は現在の所属名及び職名

2. 事案の概要

平成30年度の大日小こどもルーム建設工事において、国・県の補助金である「子ども・子育て支援整備交付金」の申請事務に誤りがあり、交付金の内示前に契約、着工したことにより、本来交付されるべき交付金が不交付となったもの。

【市長コメント】

この度の市職員の不適正な事務執行により市に逸失利益が生じたことにつきましては、市民の皆様の信頼を損なうものであり、心よりお詫び申し上げます。

今後は、組織的なチェック体制の整備を図り、再発防止と市政に対する信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

問い合わせ

総務部人事課

☎ 043-421-6105